

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例（令和7年1月11日京都市条例第14号）（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課）

京都市百々児童館の移転に伴い、位置を変更するため、京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正することとしました。

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年1月11日

京都市長 松井孝治

京都市条例第14号

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を次のように改正する。

別表第1 京都市勧修児童館の項及び京都市百々児童館の項を次のように改める。

京都市百々児童館	京都市山科区川田土仏26番地
京都市勧修児童館	京都市山科区西野山中臣町38番地 折上神社内

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課)